

証券総合取引および口座開設に関する  
確認書 兼 確約書

株式会社ライブスター証券

平成29年3月

## 目 次

1. 証券総合取引に関する確認書 兼 確約書 . . . . . 2
2. 証券総合取引口座開設申込に関する確認書 . . . . . 4

株式会社ライブスター証券は「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」第10条の5第7項第1号に規定する報告金融機関等にあたります。当社と金融取引を行うお客様は、同条第1項前段の規定により、「特定取引を行う者の届出書」を届け出ていただく必要があります。また、株式会社ライブスター証券では、同項後段の規定により届け出ていただいた内容の確認を行うほか、居住地国が一定の国のお客様については、同法第10条の6第1項の規定により口座残高等の情報を所轄税務署長に報告することが義務付けられております。

## 証券総合取引に関する確認書 兼 確約書

お客様（以下、「私」（ただしお客様が法人の場合は「当社」）といたします。）は、株式会社ライブスター証券（以下、「貴社」といたします。）から、貴社における証券総合取引に関する各種約款・規程および契約締結前交付書面等を受領し、当該取引の内容について十分理解し、私の判断と責任において当該取引を行ないます。

なお、私は、貴社が取扱う証券オンライン取引のリスクに関する私の理解度を確認いただくとともに、証券総合取引口座開設にあたって私の適合性を審査いただくために、下記の項目を確認し、確約いたします。従って貴社が私の適合性を審査した結果によっては、証券総合取引口座の開設が出来ない場合があることを了承いたします。

### 記

1. 私は、私が貴社において行う証券総合取引が、金融商品取引法およびその他法令・諸規則等の定めに基づき行われることを理解しています。
2. 私は、「ライブスター証券 証券総合取引約款・規程集」「証券オンライン取引約款・規程集」「契約締結前交付書面」等の貴社が提供する書面を熟読し、その内容について理解しています。
3. 私は、貴社において行う証券総合取引が、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の変動や、投資商品の価格や評価額の変動等に伴い、損失が生ずる可能性があることを理解しています。
4. 私は、貴社において行う証券総合取引が、インターネットを通じたオンライン取引であり、オンライン取引に係るシステムリスク等があることを理解しています。
5. 私は、貴社から電磁的方法により、各種の通知および書面の交付等が行われることに同意します。
6. 私は、貴社において行う証券総合取引において、法令・諸規則等を遵守することはもちろん、貴社の定める取引のルール等についても遵守し、これに違反する場合は、私

の貴社における全ての取引が停止され、または通知により私が貴社に開設した全ての取引口座が解約されても異議申立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任とすることを確約します。

7. 私（私が法人の場合には、当該法人の役員等を含む。以下同じ。）は、以下の（１）および（２）をそれぞれ確約します。

（１）私は、現在、暴力団員・暴力団準構成員・総会屋等の反社会的勢力に該当せず、かつ将来にわたっても該当いたしません。

（２）私は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いまたは威力を用いて貴社の信用を毀損しまたは貴社の業務を妨害する行為等を行いません。

なお、私が、（１）のいずれかの反社会的勢力に該当し、もしくは（２）のいずれかに該当する行為をし、または（１）に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、私の貴社における全ての取引が停止され、または通知により私が貴社に開設した全ての取引口座が解約されても異議申立てをいたしません。また、これにより損害が生じた場合でも、すべて私の責任といたします。

8. 私は、貴社における証券総合取引における各種約款・規程の合意管轄について、貴社が指定する裁判所は東京地方裁判所または東京簡易裁判所であることに合意します。

以上

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

## 証券総合取引口座開設申込に関する確認書

私は、ライブスター証券の「約款・規程集」等の定めるところに基づき、貴社が取り扱う金融商品取引を行うため、貴社が定める事項を届け出、あるいは貴社が定める事項に同意等を行い、証券総合取引口座の開設を申し込むと同時に、本申込が、下記の申込もしくは同意、告知、届け出等を兼ねることを確認しました。

### 記

1. 私は、貴社に証券総合取引口座の開設を申し込むと同時に、以下の申込書もしくは同意書、申請書等を兼ねることを確認しました。

兼 証券オンライントレード取引口座申込書	兼 振込先指定預金口座届出書
兼 お客様カード	兼 帳票等の電磁的方法による交付同意書
兼 契約締結前交付書面確認書	兼 上場株式に係る譲渡の申請書
兼 保護預り口座設定申込書	兼 特定口座開設届出書
兼 外国証券取引口座設定申込書	兼 特定管理口座開設届出書
兼 特定取引を行う者の届出書	兼 特定口座源泉徴収選択届出書
兼 債券取引口座設定申込書	兼 源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書
兼 投資信託取引口座設定申込書	兼 申出書
兼 累積投資口座設定申込書	兼 告知書
兼 株式等振替決済口座設定申込書	

2. 私は、貴社に預託する株券等を株式会社証券保管振替機構に預託し、発行会社に報告する名義等は、すべての銘柄について、貴社届出氏名および住所とすることに同意します。なお、上場株式等の譲渡の対価の受領につき所得税法施行令第343条第3項の規定の適用を受けたいので、所轄税務署長宛にこの旨を申請し、所得税法第224条第2項、租税特別措置法第9条の2第6項の規定により告知します。

3. 私は、貴社に特定口座及び特定管理口座の開設を申し込む場合は、租税特別措置法第37条の11の3第1項又は第2項及び同法第37条の10の2第1項又は第2項の規定の適用を受けたいので、租税特別措置法施行令第25条の10の2第6項及び同令第25条の8の2第7項の規定により、この旨を届け出ます。また、私は、租税特別措置法第37条の10の2第1項の内国法人の株式を特定管理口座に保管の委託を行うものとし、特定管理株式保管契約は約款によるものとし、また、私が「源泉徴

収あり」を選択した場合は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 4 第 1 項及び地方税法第 71 条の 51 の規定の適用を受け、かつ、貴社が支払いの取扱いをする上場株式等の配当金等につき源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定への受入れを依頼し、租税特別措置法第 37 条の 11 の 6 第 1 項の適用を受けたいので、同法第 37 条の 11 の 6 第 2 項及び同法施行令第 25 条の 10 の 13 第 2 項の規定により、この旨を届け出ます。

以上

(平成 29 年 1 月 1 日現在)